

◆ 改正案の4本柱 ◆

第1 水際作戦を不可能にする

- 実施機関は申請権を侵害してはならないことを明記する
- 国と実施機関の周知・広報義務、説明・教示義務を明記する
- 簡単に書ける申請書の窓口備置きを実施機関に義務づける

趣旨：厚生労働省の通知では改善されない違法な窓口規制を根絶する。

第2 権利性を明確にする

- 法律の名称を「生活保障法」に変える
- 「保護」の用語をやめ「保障」や「給付」に置き換える

趣旨：生活保護への誤解やスティグマをなくし利用しやすくする。

第3 保護基準決定の民主的コントロール

- 保護の基準は厚生労働大臣ではなく国会が定める
- 老齢加算、母子加算を復活させる

趣旨：保護基準は憲法第25条・生存権保障の具体化であり重要。
老齢加算、母子加算は民主的コントロールなく廃止された。

第4 ワーキングプアに対する積極的支援

- 収入が最低生活費の130%未満であれば、資産を問わず、
住宅・医療・生業に限り支援を行う

趣旨：「利用しやすく自立しやすい生活保護」の理念の具体化